

別紙

原告全 ■ 烈の意見

被告にお伺いします。

本件の浮島丸という海軍特設輸送船が、舞鶴湾内で爆発沈没して多大な犠牲者を出したこの事件に対して、旧日本海軍及び今日の日本政府は何ら責任がないと  
いうのでしょうか。少なくとも法律的に負わねばならない責任はないと被告は考  
えているのでしょうか。その責任の有り無し程度について、被告はゼロであると  
考えているのでしょうか。何程かの責任はなしとは言えないけれども法律的に負  
わなければならぬ責任はないというふうに考えているのでしょうか。この点を  
なるべく早く明らかにしてほしいと思います。

あるいは、本件を含む韓国並びに周辺の諸国から日本国が現在責められている  
戦後責任の問題、例えば、所謂従軍慰安婦の問題、元B C級戦犯の問題、樺太に  
多数の朝鮮人を置き去りにした問題、軍人軍属の戦死者負傷者に対して一切これ

か。その責任を負うつもりはない、必要もないというふうを考えているのでし  
うか。そして、その姿勢を今後も一〇年二〇年と続けて行けるといふふう  
に考えているのでしょうか。そのような姿勢を東アジアに立国する日本として保ち  
続けていけると思っているのでしょうか。

以上